

サロンえぐち

第1回



テーマ 「遺産は誰のものか」

【概要】

相続は人の死亡によってのみ開始されます。相続により、亡くなった方(被相続人)の負債を含む総ての財産が相続されるのです。ところで、誰に遺産が相続されるのでしょうか。「そりゃ、当然に相続人にだろう」と多くの人が出たえりでしょう。果たして本当にそうなのでしょうか。

被相続人の債権者、受遺者(遺言書で被相続人の財産を受け取れる人)、相続人ではないけれど被相続人の介護を無償で亡くなるまで行った人などは、ほんの一部でも遺産「相続」はできないのでしょうか。

相続人であっても被相続人を殺したり、侮辱したりした人や行方不明の相続人はどうでしょうか。

上記のことに、民法はしっかりと対応しているのでしょうか？みんなで話しましょう。

【日程】

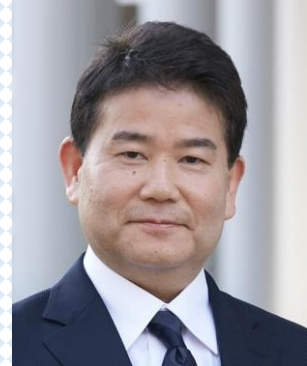
2025年6月18日(水) 14:00~16:00(予定)

【会場】

埼玉学習センター9F 第4講義室

【定員】

20名(先着順)



申込・お問合せは・・

放送大学 埼玉学習センター

☎048-650-2611

✉saitama-sc@ouj.ac.jp

まで。皆様のご参加をお待ちしています！



担当教員:江口 幸治
埼玉大学准教授/
埼玉学習センター客員准教授

2025年度第1学期面接授業
「現代社会と民法改正」を担当